

平成 25 年度（2013 年度）第 2 回吹田市交流活動館運営審議会議事録

- 1 日 時 平成 26 年 3 月 26 日（水）午前 10 時～午前 11 時 30 分
- 2 場 所 吹田市交流活動館 1 階研修室
- 3 出席者 <審議会委員>
的場智子委員長、 村下清委員、 藤原修身委員、 前田都委員
藤原俊介委員、 久堀求委員、 山崎禎子委員
- <欠席審議委員>
嶋田和弘委員
- <事務局職員>
木野内幸広（人権文化部長）、 原山葉子（人権文化部次長兼男女共同参画室長）、
横山尚明（人権文化部人権平和室長）、 早瀬健次郎（人権文化部人権平和室参事）、
森本茂（交流活動館館長）、 吉岡宏一郎（交流活動館館長代理）、
板津友哉（交流活動館係員）、三星美登恵（交流活動館非常勤職員）
- 4 傍聴者 なし
- 5 会議概要
1. 開会
 2. 平成 26 年度（2014 年度）予算（案）について
 3. 平成 25 年度（2013 年度）上半期利用状況・事業報告
 4. 教養文化事業での取組みについて
やさしいパステル画にチャレンジ・はじめてのハングル講座
かんたんマジック教室・人権講演会
 5. 人・つながり・きしべプラザでの取組みについて
 6. その他

開会

事務局 本日は、お忙しいところ審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、平成 25 年度（2013 年度）第 2 回交流活動館運営審議会を開会いたします。

《部長あいさつ》

《資料の確認》

《運営審議会成立の報告》

《傍聴希望者確認》

傍聴希望者なし

議案の審議開始

委員長 では、次第に基づきまして議案第 1 平成 26 年度（2014 年度）予算（案）について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 平成 26 年度（2014 年度）予算（案）につきまして、ご説明申し上げます。

資料の 1 ページをご覧ください。資料は左から、平成 26 年度（2014 年度）予算見込み額、平成 25 年度（2013 年度）予算額、平成 26 年度（2014 年度）と平成 25 年度（2013 年度）の予算額の差額をお示しさせていただいております。

平成 26 年度（2014 年度）予算見込み額の欄をご覧ください。平成 26 年度（2014 年度）交流活動館の予算見込み総額は 7 千 985 万 9 千円です。交流活動館の事業費は、人件費、交流活動館運営事業費、交流活動館施設管理事業費がございまして、人件費 3 千 71 万円は、職員 3 人の人件費などでございまして、続きまして、交流活動館運営事業は、教養文化事業、総合生活相談事業、人権ケースワーク事業、人権啓発交流推進事業の 4 つの事業がございまして、交流活動館運営事業費の内訳としましては、教養文化事業費は、291 万 7 千円で、その主な内容としましては、つながり文化講座の講師謝礼金、消耗品費などでございまして、続きまして、総合生活相談事業費は 996 万 6 千円、人権ケースワーク事業費は 212 万 5 千円の委託料をそれぞれ計上しております。内容としましては、生活上の相談、人権に関する相談に応じ、適切な助言指導を行っていくものでございまして、次に、人権啓発交流推進事業費は 570 万円で、人権啓発及び住民の相互交流を図る事業を行う公共的団体に対しまして、助成をするものでございまして、続きまして、資料の 2 ページをご覧ください。交流活動館施設管理事業費は、2 千 844 万 1 千円でございます。その主な内容といたしまして、非常勤職員 4 名の報酬、光熱水費、施設管理業務委託料、大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金などでございまして、以上が、平成 26 年度（2014 年度）交流活動館の予算案の概要となっております。

なお、当予算案は現在平成 26 年（2014 年）3 月定例会にて審議中でございまして、3 月 27 日の本会議の採決で承認されました場合に有効となるものです。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、ただ今の説明につきまして何かご質問等ございませぬか。

- B 委員 人権啓発交流推進事業負担金とは具体的にどのようなものですか。
- 事務局 後ほど、事業状況報告の中で、出てまいりますのでその際に詳しく説明させていただきます。
- 委員長 平成 25 年度（2013 年度）予算は、消化されましたか。
- 事務局 今年度につきましては、予算は消化しております。
- 委員長 平成 26 年度（2014 年度）に対しましては、交流活動館運営事業費は前年度並みですか。
- 事務局 予算は厳しい状態ですが、前年並みで確保できると見込んでおります。
- 委員長 予算に対しまして、ほかに質問のある方いらっしゃいませんか。
質問がないようでしたら、続きまして議案第 2 平成 25 年度（2013 年度）上半期の利用状況および事業報告について事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 2 平成 25 年度（2013 年度）上半期利用状況、事業報告につきまして、ご説明申し上げます。資料の 3 ページをご覧ください。平成 25 年度（2013 年度）上半期 4 月から 9 月までの交流活動館の事業一覧となっております。左から事業名、事業内容、事業実績をお示しいたしております。まず、教養文化事業でございますが、介護予防健康体操、健康ソフトウェア教室、識字教室「文字板クラブ」、そろばん教室、レザークラフト教室、かきかた教室、よい人間関係をつくる話し方教室までの 7 講座。これにつきましては、通年講座として実施しております。なお、そろばん教室、かきかた教室につきましては、小学生が対象となっております。各講座の参加人数は資料のとおりでございます。また、通年講座と別に、短期講座で「やさしいパステル画にチャレンジ講座」「はじめてのハングル講座」なども開催いたしました。各講座の参加人数は資料のとおりでございます。それでは、参加人数につきまして、平成 24 年度（2012 年度）上半期通算延べ人数は、2,284 人、平成 25 年度（2013 年度）上半期延べ人数は 2,409 人で平成 24 年度（2012 年度）に比べて 125 人増えている状況です。なお、短期講座はこのあと議案第 3 でご説明させていただきます。
- 続きまして、相談事業は、総合生活相談事業と人権ケースワーク事業がございます。平成 25 年度上半期は総合生活相談事業は 114 件、人権ケースワーク事業は 32 件の相談がございました。なお、資料 4 ページ、5 ページに過去 5 年間の総合生活相談事業と人権ケースワーク事業の相談内容、年齢、地域別の集計を掲載しております。ご参照ください。
- 続きまして人権啓発交流推進事業は、地域人権啓発事業、地域交流事業、世代間交流事業の 3 つの助成事業がございます。助成事業は、吹田市交流活動館地域人権啓発事業助成金交付要綱第 2 条に基づきまして、人権問題の課題解決を図ることを目的として、交流活動館の周辺地域を含めた地域に密着し、本市の人権施策に協力して、人権啓発事業等を総合的かつ日常的に行っている吹田市きしべ地域人権協会が実施する事業に対しまして助成をしております。地域人権啓発事業は、人権問題の正しい認識と理解を深めることなどを目的に、啓発ポスター、チラシなどの作成や各種研修会の資料作成などをしておられます。地域交流事業は、サマー合宿、世代間交流スポーツ大会、人・つながり・きしべ・プラザを実施されております。サマー合宿は自然の大切さや仲間づくりのすば

らしさなどを学ぶことを目的に実施しました。世代間スポーツ大会は、幼児から高齢者までハンディキャップのある人もない人も、競い合って助け合いながら交流を深めることなどを目的に実施しました。人・つながり・きしべプラザは、人権文化の創造をめざし、地域の施設、吹田市きしべ地域人権協会、第二中学校区地域教育協議会などが共催で開催しております。世代間交流事業は、地域を超えた信頼と交流を目指して、差別と偏見のない人権尊重のまちづくりをすすめ、人権意識の向上を図ることを目的に、青少年クリエイティブセンター運動広場で、盆踊りなどに約 11,000 人の参加を得て、サマーフェスタ IN きしべを開催しました。以上の事業への助成を通して、広く市民に人権啓発を展開してまいったところでございます。

委員長 それでは、ただ今の説明につきまして何か質問はありませんでしょうか。B 委員、先ほどの質問よろしいでしょうか。

B 委員 はい、わかりました。

委員長 あと何か、ありませんか。

B 委員 交流活動館の年間を通しての利用者数は何人ぐらいですか。

事務局 今回、上半期ということで暫定的に出したもので、1 年間のまとめたものは作ってありますので、来年度の 1 回目の運営審議会のときにお示しをさせていただこうと思っております。

A 委員 たとえば、学校の子どもたちの人権学習とか、3 階ホールを使っての活動あるいは新転任研修はこの中には入っていないのですか。

事務局 委員からご指摘のあった分も含めて 1 年間まとめたものを作っております。今回のこの資料には入っておりません。

委員長 総合生活相談事業、人権ケースワーク事業、人権啓発推進事業というのは実質的には人権協会で行っていただいているという認識でよいですね。それで A 委員にお聞きしますが、この相談というのは直接来館いただくものですか。

A 委員 訪問もありますし、来館される場合もあります。アウトリーチと言いますか、例えば各地区の民生委員さんであるとか自治会からであるとか、そういった役員さんからの紹介とかそういったような部分もあります。ここに常駐ということではなしに訪問のほうが結構数としてはあります。

委員長 誰かが来たときに備えて協会の相談に応じられる人が、ここに詰めているという体制はとられていますか。

A 委員 相談員は大阪府の講習を受けて常駐する体制をとっていますが、できない場合もあります。

事務局 人権啓発事業につきましては、交付要綱というのがございまして、相談事業につきましては、き

しべ地域人権協会でも専門知識をもった人がおられますので、委託をしております。

事務局 委託内容といたしましては、月曜から金曜日、生活相談、人権相談ともに午前9時から午後5時の間、常駐してもらって受けてもらうことになっています。実際問題として、A委員が説明されましたように、午前9時から午後5時で十分かといったらそういうことではないのです。朝早くに訪問しなければいけない。夜遅くであっても急に行かなければならないという事態についても対応してもらっています。

委員長 続いて、議案第3 教養文化事業の取り組みについて、事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第3 教養文化事業の取り組みにつきまして、ご説明申し上げます。資料の7ページから14ページでございます。教養文化事業でございますが、通年と短期の講座を組み合わせ実施しております。通年講座はご説明させていただきました7講座でございます。ここでは、平成25年度(2013年度)に実施しました短期講座のご説明をさせていただきます。短期講座は、4月以降に企画し実施しており「夏休み子ども体験やさしいパステル画にチャレンジ講座」、「はじめてのハングル講座」、「かんたんマジック教室」、「人権講演会とフィーリングアーツコンサート」を開催しました。資料7ページ、8ページをご覧ください。「夏休み子ども体験やさしいパステル画にチャレンジ講座」につきましては、7月20日土曜日に開催いたしました。夏休み初日ということもあり、小中学生の親子40人の参加がありました。参加者は、年齢や経験に関係なく楽しくパステル画を作成しました。ご家庭では、子どもたちの持ち帰る作品で、笑顔が広がり家族団らんにつながったようです。講座担当からの報告によりますと、初めてパステル画を体験する子どもたちがたくさんいました。最初は緊張して表情が硬かったのですが、講師の話が分かりやすく丁寧に、製作工程を説明してくださったので、低学年も集中して作品づくりに取り組みました。製作中は保護者と作品について話が盛り上がり、和やかな雰囲気でした。講座終了後、「楽しかった。」「また、今回の講師の先生に教えていただける講座があれば参加したい。」という感想をたくさんいただきました。

続きまして、資料の9ページ、10ページをご覧ください。「はじめてのハングル講座」につきましては、初心者20人の参加を得て、9月26日から6回開催いたしました。参加者がハングルに親しめるように、朝鮮半島の文化や習慣などの話を交えながら、文字と発音を学んでいただきました。講座担当からの報告によりますと、各回とも欠席者もほとんどなく、講座時間終了後も先生を囲んで、ハングルの質問を行うなど熱心な講座となりました。受講生の感想につきましては、「たいへん楽しく受講出来たので名残惜しい。」「先生の人柄がとても良かった。」「とても楽しかった。」「先生の教え方が分かりやすかった。」「簡単な文字が読めるようになってたいへんうれしかった。」「文化や習慣など疑問に思うところも教えていただき、もっとハングルの勉強をしたいと思った。」などの感想をいただき好評でした。

続きまして、資料の11ページ、12ページをご覧ください。「かんたんマジック教室」につきましては、初心者を対象に、マジックをマスターすることで、家族や仲間との団らんが生まれることを目的として、10月から5回開催いたしました。マジックが有効なコミュニケーションツールとなり、会場は笑顔であふれていました。講座担当からの報告によりますと、カード、ハンカチ、お札、日用品を用いて手軽に披露できるテーブルマジックから、大勢を相手にするステージマジックまで、初心者が気軽に楽しみながらマスター出来る内容でした。また、マジックのテクニックだけ

にとまらず人前で、披露する際の注意や発声の仕方なども合わせて学ぶことができました。その日学んで、すぐ繰り返し練習することでみるみる上達していくのが印象的でした。講師もとても軽快でユーモアにあふれ、終始笑いが絶えませんでした。人前で話す練習にもなって、それが自分の思いを伝えるコミュニケーション力の向上につながったという報告を受けております。

続きまして、資料 13 ページ、14 ページをご覧ください。「人権講演会とフィーリングアーツコンサート」についてご説明します。これにつきましては、世界人権宣言にちなんで行われる人権週間の 12 月 4 日から 10 日に合わせて、吹田市人権啓発推進協議会岸一・岸二地区委員会の協賛をいただいで企画したものでございます。市民をはじめ第二中学校校区の学校関係者や子どもを教える立場の方を対象にさせていただきました。目的としては、人権問題の正しい認識と人権意識の向上を目的に実施しました。まず、初めに癒やしの芸術フィーリングアーツコンサートを開催させていただきました。フィーリングアーツは、音楽と光と絵画による体感型の芸術でございます。感動、安らぎ、希望などのさまざまなフィーリングを伴って、自由に自分なりにイメージを膨らますことができるものとなっております。医療、福祉、教育などさまざまな方面から効果があるといわれております。特に、震災により被災され仮設住宅に入居されている方、患者さん、障がいのある方、痛みや苦しみを持っておられる方に、癒やしをもたらす効果があるといわれています。これについて講演後、参加者の方から「色がとてもきれいで癒やされた。」、「気持ちが軽くなった。」という感想をいただきました。次に、人権講演会につきましては、きしべ地域人権協会の藤原会長に、教育、福祉、就労などの課題と現在の状況について分かりやすく話していただきました。その後、人権問題の事例と対処の仕方について、不登校のお子さんの相談事例で、何年にもわたってお子さんに寄り添って、不登校に至った原因をともに受け止め、一つ一つ問題を解決し、立ち直り成長された事例を説明していただきました。合わせて、相談事業で感じておられた課題と未来への展望についても語っていただきました。

このように、教養文化事業では地域間、世代間の交流を図るために、様々な講演を企画させていただいております。今回、このような講座を企画させていただきましたが、ご意見や今後「このようなことをしたら良いのでは」などのアドバイスをいただけたらと思います。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関して何か質問やご意見ございませんでしょうか。

B 委員 継続している事業は別として、ほかに単発の事業に関しては開催するにあたって、企画委員会のようなものが交流活動館にはありますか。

事務局 企画委員会のようなものはございません。短期講座につきましては、予算が 24 コマついておりますが、受講生にいただいたアンケートも参考にさせていただいております。今のところは交流活動館で、関係団体とも調整しながら企画をして実施しております。社会や経済の情勢の変化に伴いまして、市民のニーズも多様化しております。市民のニーズの把握をしながら、短期講座は企画しております。

B 委員 参加者の方のニーズを聞いて、職員のみなさんで考えて実施しているということですね。

事務局 はい。講座の終了時にアンケートを取らせていただいております。また、利用者の方と意見交換で、

「どんなことを今、したいですか」ということも聞いて、参考にさせていただいております。

事務局 隣保館としての補助金を大阪府からいただいております。受講料は隣保館のため、基本的に無料あるいは少額となっております。講座の内容といたしましては、地域で交流したり、世代間で交流したりとか、人権や地域のことを考えて会議をして企画している状況です。

事務局 人権の施設ということが、常に基本にありますので福祉の向上であるとか、人権啓発の住民交流の拠点となるように開かれたコミュニティーセンターとして、各種事業を総合的に取り組んでおります。講座内容は公民館と同じであっても、人権問題の解決をめざすという視点で実施しています。

委員長 ほかにご意見は。

A 委員 3 ページは短期講座と通年講座というかたちになっていますけど、ちょっと残念だなと思うのはそろばん教室、かきかた教室、これは基本的には子どもさんが対象ですね。それ以外の部分で例えば、館の中身を調べたときに立派な調理実習教室があります。今、社会的に問題になっている子どもたちの食事の問題。若いお父さん、お母さん方を対象とした企画で考えられるべきと違うかなと思います。それともう一つは、短期講座の中で利用していただいた方の意見も良いと思いますが、それ以外の意見を聞く場所というのも考えていったら良いのでは、いかがでしょうか。

事務局 相談業務も隣保館の柱としてありますので、そこで不登校であるとか虐待とかで子どもが被害にあうケースが多いと思います。そういう子ども達が、地域の連携が不可欠です。調理実習室で料理をしたり、ここでゲームをしたり、子どもたちが何か輝きを取り戻すような居場所になることに役立つよう、施設を利用するということはやっていく方向としてはあるのかなと思います。あと、利用されてない方につきましても、ここを知ってもらうということで、新しい事業をできるだけして、広報で振り向いてもらえるような事業を企画するというのは常にあります。それ以外にも、利用されてない方のご意見を聞くため、こちらの方から場合によっては、外に出て行って聞いたりして、これから企画に反映させていこうと思っています。

委員長 マジック講座というのは、企画を立てられる前に来館者の方から希望があったのですか。

事務局 はい。来館者の方からもアンケートで出ていることもありますし、地域とかでコミュニケーションにマジックはツールとして使えますので、家庭とか地域でちょっとできるだけでもコミュニケーションがとれて、よい人間関係につながっていくと考えております。

事務局 A 委員からの調理室使用の件ですけど貸館ということはやっていません。研修室を借りてもらってそれに伴って調理室を使っただくということで、若いお母さん方にも使っただきたいので、調理室についての貸館が出来るかどうかについても検討していきたいと思います。

委員長 男女共同参画センターでは、親子料理教室がすごい人気あるそうです。男の料理教室も人気あるそうなので検討をお願いします。

事務局 平成 24 年度（2013 年度）は、塩こうじ料理講座を開催しました。そのときは、定員がすぐ埋まりました。料理教室はニーズがあると把握していますので、今後も実施していきたいと思います。

委員長 ご検討ください。もう一点、12 月 7 日にされた人権週間の「教えて！藤原会長」と癒やしの芸術フィーリングアーツコンサート」は、かなり参加者は多かったのですか。まだ、集計は出来てないのですか。

事務局 多くの方に来ていただきました。参加者は 71 名でした。12 月 4 日から 10 日までは人権週間です。この後、議案で出てきます、人権週間の取組みと位置づけた「人・つながり・きしべプラザ」という催しを 11 月中旬に開催しております。期間的には短いですが、12 月 4 日からの人権週間に取り組みたいという意見もありました。地域行事をいっしょに取り組んでいるきしべ地域人権協会と調整ができましたので開催しました。今後もやっていきたいと思います。

A 委員 先日、吹田市の人権啓発推進協議会の取組みとして岸一・岸二ブロックで「ある精肉店のはなし」上映会を開催いたしました。そのときに大きな反応があったのは、インターネットを利用したネット配信ですね。やはりこれからの時代というのはそういったものをしないといけないのではないのでしょうか。たとえば、岸和田市とか堺市であるとか川西市であるとか豊中市であるとかそういったところからも学校の先生とかいろんな方がお見えになっていただいて。ぜひ、そういったものも今後は情報発信と同時にされるものだと思います。どうでしょうか。

事務局 今まで、講座とかイベントにつきましては、チラシとかポスターを周辺地域とか公共施設を中心に学校とかに配布をさせていただいております。委員ご指摘のとおり、インターネットはすぐ集客力があるのは感じております。今、交流活動館は吹田市のホームページには掲載しています。それと合わせて何かできることを今後検討していきたいと思います。

委員長 今から、情報のキャッチ力と共に発信力もいろいろご検討ください。

事務局 はい。

委員長 次に、議案第 4 人・つながり・きしべプラザについて、事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、議案第 4 人・つながり・きしべプラザでの取組みにつきましてご説明申し上げます。人・つながり・きしべプラザは、人権週間を前に地域の施設と吹田市きしべ地域人権協会などが協力して、施設まつりとして平成 14 年（2002 年）から開催しております。内容は、コンサート、移動動物園、チャリティもちつき大会、岸部第一小学校、岸部第二小学校、第二中学校の児童生徒の作品展示をはじめ、博物館、人権啓発推進協議会、平和祈念資料館の展示など多岐にわたるものとなっております。平成 25 年度（2013 年度）につきましては、JR 福知山線脱線事故で負傷され、再起を目指しておられる元宝塚歌劇団の万理沙（まりさ）ひとみさんをお迎えして、生きることの大切さや周囲への感謝の心を語っていただきました。今後も市民の生活、福祉の向上や人権文化の創造につながるものを、関係部局、関係機関と連携して実施してまいります。

委員長 それでは、ただ今の説明につきまして質問、ご意見ございませんでしょうか。

A 委員 この取り組みについては、二中校区の地域教育協議会とかそれから青少年対策委員会とかあるいは体育振興協議会とか他団体のご協力をすごくいただいています。そういったものをきちっと明らかにするというのも必要ではないかと思えます。もう一点、主催する側の立場で言わせていただいたら、移動動物園とか舞台発表等につきまして昨年は、今、館長の説明の中にありませんでしたけど障がい者施設の子供達とか青少年が参加してくれました。感動的なすごく素晴らしいパワフルな踊り、舞台発表をしてくれました。そういった部分というのは、もっと前面に押し出されるべきだと思います。たとえば、移動動物園はなかなか一つの保育園、幼稚園で開催することが不可能だと伺っています。これは、何を目的にやっているのかということ、今、社会問題化している発達障がいの子供達の参加が容易になるようにということ。この日もかなり千一地区であるとか片山校区からですね、そういったものを持っているお母さんと子どもがいっしょに参加している。そういったことが、今後は大事になってくると思います。もう一つ確認いたしますが、ご理解いただきたいのは、運営要綱の中に館の実績としては、非常ににくい部分ですけど、われわれの相談事業もそうですが、継続相談というのは重点を置かれています。一つの問題がそのときのことだけで解決するのではなしに、やはり継続的に相談は続けていかなければならない。このことは、数字の上では実績として現れないのでこの点をご理解していただきたい。

委員長 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

C 委員 交流活動館と市営公民館とは別だということですがけれども、そういうことでは駄目です。ここは、入りにくい、うちの町内の人ほとんど来られない。公民館と同じような運営も一つは含めていかなければいけない。人権の施設として当然なことだと思うのです。利用率を考えてみますとほとんど稼働していない。和室なんてずっと使われていない。分かりやすく、入りやすく、利用しやすくしていくことも大事なことです。たとえば、大阪市など利用率が低かったらボタンと切られてしまうこともあります。そこも十分に考えなければいけない。私どもは、大切な施設だと思います。もう少し誰でも利用できるような雰囲気を作っていかなければならないと思います。

委員長 ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。事務局からお願いします。

事務局 交流活動館では地域の交流ということを大切にしております。そのための行事として「人・つながり・きしべプラザ」などがございます。そのような考え方は公民館と同じなので、交流していけると思っています。貸館に関しましては、後で説明させていただきます。

委員長 ほかの方、ご意見はありませんか。ご意見ございませんようなので、次に議案第 5 その他につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 その他につきましてご説明申し上げます。資料の 6 ページをご覧ください。平成 25 年度（2013 年度）上半期・交流活動館各室使用状況をご覧ください。貸室の対象となっております 1 階研修室、2 階和室 1 と 2、3 階ホールの午前、午後、夜間の使用状況をいただいております。研修室は、午前、午後とも 27%、夜間 33%の利用、3 階ホールにつきましては、午前 25%、午後・

夜間 28%で、和室については、平成 25 年度上半期での利用はまったくありませんでした。また、利用内訳は、ほとんどが交流活動館の主催行事や教養文化講座での使用と市及び公共的団体の利用となっており、有料での貸室利用が少ないのが現状です。今後、一般の貸室利用を増やしていきたいと考えておりますが、その方法につきまして皆様のご意見等を頂戴できればと考えております。宣伝の仕方につきましては吹田市のホームページで貸室事業について配信している状況です。

委員長 ありがとうございます。交流活動館の運営、貸室について皆さんで知恵をしぼりましょう。ご自由に意見をお願いします。

A 委員 以前は貸室の利用については歩きました。たとえば、協和会病院の看護師さんを対象とした着物着付け教室は大変好評でした。27、8 名が毎週来られていました。果たして館の職員が宣伝活動をされているのかどうか、クエスチョンマークです。たとえば、館長が調理室の問題を伺ったんですけど、高齢者いこいの家では、月に一回研修室を活用しながら調理実習をお年寄りの皆さんがされてる。表に出てこないことですけど動いて館職員の人が宣伝活動をするべきではないかと思えます。

委員長 有料貸室は、対象は人権に関わることでないとならないでしょうか。

事務局 そういうのはございません。吹田市交流活動館条例、規則に基づき有料で貸室はいたしております。

委員長 意見はございませんか。

B 委員 貸館業務で減免団体の利用度はどれくらいあるのですか。

事務局 市の関係では、教育委員会、学校などがあります。

B 委員 自治会の行事での利用はないわけですね。

事務局 二中校区の集まりとかで利用されることはありますが、自治会としての利用はございません。

B 委員 地域の利用度が上がっていけば周辺に影響を及ぼすと思いますので、地域の利用度を上げていくようにして欲しい。

事務局 交流活動館は営利目的で貸室できないと条例に規定されています。先ほど委員ご指摘のように地域や企業にできるだけ足を運んで使いやすい施設にしていきたいと思っています。

委員長 第一回の運営審議会終了後に和室を見学させてもらったなら良い部屋でしたけど、お茶の教室とができますか。

A 委員 お茶、和裁はできます。

- 委員長 調理室では、料理教室で何人使用できますか。
- 事務局 20人ぐらいまでなら使っていただけます。
- B委員 調理室に関しては人権に関わる行事で、たとえばホールを使用したら使ってもいいですよと言っていました。
- 事務局 それは、研修室です。今まで調理室は貸室していませんでした。研修室を貸すことによって貸室はしていました。
- 委員長 制度的に調理室のみの貸室は可能ですか。
- C委員 条例に基づいてだけでは貸室は増えていきません。運用方法はあります。
- A委員 今の世の中に人権課題が多すぎます。運用方法でいいかと、マクドナルドが交流活動館で研修したいと申し入れがありました。職員の人に理解してもらいたいのは、企業ですからお金儲けを目的に研修されるわけです。しかし、その基本は何かと言ったらたとえばカウンターの前に来てくれるお客さんがリピーターとして2回、3回、4回、5回とずっと通ってくれる。その基本になる社員は、どのような人が良いかという部分です。当然、喧嘩腰でものを言う社員を置いていたら駄目です。やはり、人に優しい人間を。その研修と企業の研修を合わせてやっていただいたら良いのではという提案をいたします。そここのところ部長理解していただいて運用方法を考えられたら良いのではと思います。
- C委員 皆さんに分かるようにPRしてもらって運用して欲しい。私ども地域の一人としてここはこれだけの施設がありますから大いに利用したいです。たとえば、公民館にしても利用するのにいろいろ問題がありますので。ここは良い施設ですのでいつも利用させていただきたいと思っています。利用率が少なかったら切られる可能性があります。
- B委員 山田に未来館ができて、千里山にもできるとそういう館がたくさんできて、別に競争ではないですけど宣伝してたくさんの人を呼ぶということについては、10年前に比べると難しいですけど、先ほどの話で茶室があるとか特色がある訳です。多分それを知っている人はあまりおられないと思います。知っている人が増えれば利用度が上がるというのは多分間違いはないと思います。具体的にどういう宣伝が良いのかと言われたら即答は難しいですけど、考えていただいたら良いのではないかなと思います。
- 委員長 今、聞いているだけでも、セールスポイントを全然出さずに研修室あります、和室あります、かつ営利目的は駄目ですという部分が、独り歩きして地区の委員さんでも利用することがハードル高そうな感じになっています。茶室の利用や料理教室はどうしても不可なのか、多分その辺の設備をアピールしたら他の公民館には負けない集客力はあると思います。
- B委員 和室はバリアフリーになっています。そういう設備は、どこを探してもない。そういう意味

では素晴らしいものがある。

委員長 その辺り、整理してもらって、こういう団体さんでも使えます。たとえば、自治会の会合のときに使ってもらえますというかたちがあれば。この頃、噂に聞くと公民館とか取り合いになっているという話は聞くので、使用許可初日には、皆さん並んで抽選会するところもあるらしいです。こんなに施設が良いところで使用率 3%を切っているのはもったいない。教えたらこちらに並びに来ますよ。ご健闘を祈りたいです。あと何かございませんか。

D 委員 交流活動館の本来担うべき役割はきちっとあると思います。ただ孤高の存在でいたら、結局誰も来ない。広めたいことが広まらないというのはもったいない。分析をしてもらって何がネックになって使われないのかと。本当に、素晴らしい設備があるのに利用率の低さは駄目でしょう。たくさん広める場はあるし、和室を使ってもらおうと思ったら調理室もそうですけど、人が集まったときにお互いに繋がりあいましょうという観点でこの施設が運営されるように願います。

B 委員 耐震はどうですか。

A 委員 100%大丈夫です。

B 委員 ここでも、防災マニュアルはありますか。

A 委員 防災マニュアルの前に、小学校低学年から大学生まで利用者が避難訓練をしました。3階ホールに集ってもらって自分達で考えてくれた方法でやってもらいました。いきなり3階ホールの電気を一人の職員にしか言わないで落としました。「ただいま、地震がどこどこで発生しました。すぐに避難してください。」と言ったときに大学生が一番先に避難しました。これ皆さん考えてほしい。自治会であろうと民生であろうと体振であろうと青少年指導員であろうと学校の先生であろうとそうです。いざとなった時にそれが社会意識としてあるということです。そこにマニュアル言う前にやはり人の心。この館で一番大事な部分は心の部分だと思います。D委員さんがおっしゃいましたが、きちっとしておかなければならない部分があります。その責任を持つのがこの館だと思います。たとえば、和室をもっともっと使ってほしい。協和会病院の看護師さんが来ていたときにその人たちがどんどん広げてくれるのです。調理実習室でもそうなのです。高齢者の皆さんが使うだけじゃなく、若いお父さん、お母さんが使ってくれて保育園に広げてくれるのです。そのときに、人権という視点がどこで結ばれているのか。どこで交わりがあるのかというのをきちっとしてもらったらいいいのではないかと思います。それは、企業でも同じことだと思います。そのところを抑えて頑張ってもらいたいです。

事務局 消防計画はございます。それとこの館自体は避難所という扱いになっております。そのほかに避難所としてどうあるかということもございます。委員が言われたようにみんなで助け合うということを大切にしていかなければいけないので、さらに考えていきたいです。

委員長 ありがとうございます。では、予定が 11 時 30 分までなので、その他案件で何かございますか。
終了 11 時 30 分